愛知県経営者協会

2026年10月施行

改正 同一労働同一賃金 ガイドラインを踏まえた 有期契約労働者の雇用管理の留意点

パートタイマー、高年齢再雇用の処遇を再点検！

◆対　象
経営者/人事責任者/担当者（定員30名）

◆日　時
2026年7月2日（木）15：00～16：45

◆会　場
名古屋商工会議所ビル 3階 第4会議室
地下鉄 伏見駅5番出口より徒歩5分

◆講　師
西脇法律事務所 弁護士 西脇 明典 氏

これを機に自社の処遇をチェックしてトラブルを予防！

- ✓ 手当、賞与などは誰にどのように支給していますか？
- ✓ 正社員との処遇の違いを説明できますか？
- ✓ “不合理な待遇差”の判断基準とは？

◆内 容（予定）

（1）パートタイム・有期雇用労働法施行規則および雇用管理指針の主な改正点
（2）同一労働同一賃金ガイドラインの主な改正点
（3）有期契約労働者に関するNG対応や処遇の例
（4）裁判例から学ぶ雇用管理上の留意点（名古屋自動車学校事件など）
（5）今回の改正に対応するために担当者がすべきこと

愛知労働局「令和８年度愛知労働局行政運営方針」において「同一労働同一賃金の遵守の徹底」が明記されており、行政も企業の対応に注目しています。

参加費用　愛知経協会員：8,800 円 提携経協：13,200 円 その他：17,600円（全て税込）
申込方法　愛知経協ＨＰ内“セミナー・講演会”よりお申込みください。https://www.aikeikyo.com/seminar/
問合せ先　TEL 052-221-1931 MAIL info@aikeikyo.com 愛知県経営者協会 会員サービス部
その他　セミナー終了後、数日以内に請求書を発行します。請求書がお手元に届いてから、振込手続きをお願いします。
※お申込みの詳細につきましては当会HPよりご確認ください。

愛知経協